

令和3年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務

2 委託期間

契約の日から令和4年3月25日まで

3 委託金額の上限

4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務目的

本業務は、転勤、結婚などにより、転居を検討している方（主に関西地域居住の方）に向け、区民の声を反映した山科区の魅力を発信するためのコンテンツ（以下、「PRコンテンツ」という。）を作成し、住宅情報サイト等において情報発信を行うことで、山科のブランディングの向上を図るとともに、具体的な物件の紹介を行い、移住に向けた取組を推進することを目的とする。

さらに、PRコンテンツを活用した情報発信の効果について、今後の活用を見込んだ検証を行う。

5 委託内容

(1) 山科の魅力を発信するコンテンツの作成と情報発信

ア 山科区民から山科の魅力を広く収集し、情報発信すること。

イ 収集した山科の魅力を踏まえ、交通利便性、子育て環境をはじめとする山科で暮らす魅力を発信するための動画、記事等のコンテンツを作成すること。

ウ 山科区民からの魅力の収集については、応募内容や応募者の属性等の集計結果を検証・分析し、山科区役所に報告すること。

(2) 移住促進の取組

ア (1)により作成したコンテンツを活用し、住宅情報サイトをはじめとする山科のブランディング向上や山科への移住促進に資する住宅情報サイト等に山科の魅力を掲載し、不動産の紹介を行うこと。

イ 作成した住宅情報サイト等へのアクセス促進につながる取組を行うとともに、同サイトのセキュリティ対策等を実施すること。

ウ 住宅情報サイト等への掲載期間は4週間以上とすること。なお、住宅情報サイト等への掲載期間については、必ずしも連続する必要はない。

エ 本業務に係る住宅情報サイト等による情報発信について、住宅情報サイト等へのアクセス者や属性等の集計結果等から情報発信の効果进行分析し、山科区役所に報告すること。

オ 住宅情報サイト等への掲載以外にも、山科のブランディング向上や山科への移住促進に資する取組を提案することが好ましい。

※ 委託内容及び委託金額の内訳等の詳細については、受託者決定後、提案に基づき協議によって定める。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ委託期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額することがある。

6 成果物の提出

次に掲げる成果物を、令和4年3月25日までに山科区役所へ提出すること。

- (1) 業務完了届 2部
- (2) 業務終了報告書 2部
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料一式
- (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ一式

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 仕様書、企画提案書及び今後の協議によって作成する実施仕様書に基づき、業務を遂行すること。
- (2) 本業務を確実に遂行できる体制を設けること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ京都市及び国の指針に従い業務を遂行するとともに本業務内容の変更などに即応できる体制を構築しておくこと。
- (4) 山科区役所担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、山科区役所が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、山科区役所担当職員と協議を行う場合、議事録を作成すること。

8 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、山科区役所と受託者との間で協議し決定する。協議が整わないときは、山科区役所の指示するところによるものとする。
- (2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、山科区役所の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、山科区役所は契約金額以外の費用を負担しない。

- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。
- (6) 本業務の遂行過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料等の知的財産権（以下、「知的財産保護対象物」という。）は、山科区役所に帰属するものとする。したがって、山科区役所は、知的財産保護対象物の二次利用及び第三者への利用許諾等を自由に実施することができる。
- また、受託者による知的財産権保護対象物の再利用、複製、再配布等については、山科区役所に事前申請のうえ山科区役所の許可を得た場合に限る。
- (7) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、人格権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、政治的・宗教的又は公序良俗に反する内容を含ませないこと。成果物について第三者の権利を侵害していた場合等に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、山科区役所に有益な提案を積極的に行うこと。
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たり、山科区役所と会議又は打合せを行う必要があるときは、山科区役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。